

那覇市日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月26日

那覇市福祉事務所長決裁

(目的)

第1条 那覇市日中一時支援事業(以下「事業」という。)は、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の一時的な就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援することを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 本事業は、次項の実施方法により行うこととする。

2 本事業の支給決定を受けた障がい者及び障がい児の保護者(以下「支給決定障がい者等」という。)が、第15条第4項の規定による日中一時支援事業者として指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)からサービスを受けたときは、日中一時支援事業費を支給する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、原則として、市内に居住する障がい児(者)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 児童福祉法(昭和24年法律第283号)第4条第2項に規定する障害児

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 上記各号の対象者と同等に、本事業の利用が必要と認められた者

(サービスの内容)

第4条 本事業は、支給決定障がい者等の日中における活動の場を提供することにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、排せつ又は食事の介護等の支援をするものとする。

2 吸引、吸入、経管栄養、中心静脈栄養、導尿、在宅酸素、パルスオキシメーターの装着、気管切開部の管理、人工呼吸器の管理等(以下これらを「医療的ケア」という。)が必要な支給決定障がい者等が第15条の規程による指定を受けた医療機関等においてサービスを受ける場合は、前項のサービスの内容に必要な医療的ケアを加えるものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者(以下「申請者」という。)は日中一時支援事業支給申請書(第1号様式)を福祉事務所長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、その要否を決定したときは日中一時支援事業支給決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利用の有効期限及び更新申請)

第7条 利用の有効期限は、最長1年間とする。

- 2 支給決定障がい者等が、有効期間満了後も引続き利用しようとするときは、有効期間満了日の1月前までに第5条に規定する申請を行わなければならない。

(受給者証の交付)

第8条 福祉事務所長は、支給決定障がい者等に対して、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

- 2 受給者証には、費用負担の有無、サービス支給量、有効期間を表示しなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第9条 支給決定障がい者等は、次に掲げる各号に該当するときは、日中一時支援事業支給決定変更(廃止)届(第3号様式)により、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定障がい者等の住所等を変更した場合
- (2) 支給決定障がい者等の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用を中止する場合

(利用の取消し)

第10条 福祉事務所長は、支給決定障がい者等が次に掲げる各号に該当するときは、第6条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けた場合
- (3) その他福祉事務所長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第11条 支給決定障がい者等は、受給者証を指定事業者に提示し、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で指定事業者に直接依頼するものとする。

- 2 支給決定障がい者等は、サービスを受けたときは、別表に定める基準に基づき算出されたサービス費用から第14条で規定する日中一時支援事業費の額を控除した額を、サービスの提供を受けた指定事業者に支払うものとする。

(利用時間)

第12条 事業の利用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、福祉事務所長が必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の上限)

第13条 事業の利用単位は4時間を1単位とし、1ヶ月あたり12単位を上限とする。

(日中一時支援事業費)

第14条 日中一時支援事業費の額は、別表に定める基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯及び市町村民税非課税世帯にあつては、100分の100に相当する額とする。

- 2 支給決定障がい者等が指定事業者から事業のサービスを受けたときは、福祉事務

所は、当該支給決定障がい者等に支払うべきサービスの費用について、日中一時支援事業費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

- 3 第2項の規定による支払いがあったときは、支給決定障がい者等に対し日中一時支援事業費の支給があったものとみなす。

(日中一時支援事業者の指定)

第15条 指定事業者の指定は、事業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

- 2 指定を受けようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する短期入所若しくは生活介護に係る指定を受けている障害福祉サービス指定事業者又は児童福祉法（昭和22年法律164号）に規定する児童発達支援、医療型児童発達（医療に係るものを除く。）若しくは放課後等デイサービスに係る指定を受けている指定障害児通所支援事業者又は医療法に規定される病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という。）を開設する法人若しくは個人であって、福祉事務所長が適当と認めたものとする。

- 3 第1項に規定する申請は、日中一時支援事業者指定申請書(第4号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者指定通知の写し（医療機関等の場合は保険医療機関指定通知書の写し）
- (2) 障害福祉サービス事業等開始届出書の写し（医療機関等の場合は提出不要）
- (3) 定款(法人の場合)
- (4) 事業所の管理者又は医療機関等の長の氏名、経歴及び住所
- (5) 指定事業所のサービス提供責任者又はサービス管理責任者又は医療機関等において日中一時支援事業に関わる医師の氏名、経歴及び住所
- (6) 医療機関等においては、日中一時支援事業に関わる医師の医師免許の写し
- (7) 運営規程
- (8) 障がい者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (9) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 収支予算書
- (11) 重要事項説明書
- (12) 障害者総合支援法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）に該当しない誓約書
- (13) その他指定に関し福祉事務所長が必要と認める事項

- 4 福祉事務所長は、指定を決定したときは、第1項の規定により申請した事業者に対し、日中一時支援事業者指定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(指定事業者の責務)

第16条 指定事業者は、支給決定障がい者等に対して適切な事業のサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定事業者は、事業のサービスの提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び支給決定障がい者等の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、事業のサービスの提供に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び支給決定障がい者等へのサービスの提供の記録を整備し、サービスの提供を行った日から起算して5年間は、これらの書類を保存しなければならない。
- 5 指定事業者は、前項の書類について福祉事務所長から提出又は提示を求められたときは、遅滞なくこれを提出し、又は提示しなければならない。
- 6 指定事業者及びその従業者は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。指定事業者がその事業を廃止し、又はその指定を取消された後も同様とする。

(変更の届出等)

第17条 指定事業者は、指定内容に変更があったとき又は事業を廃止若しくは休止若しくは再開したときは、日中一時支援指定事業者変更等届出書(第6号様式)により、10日以内にその旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(支給明細書の交付)

第18条 指定事業者は、支給決定障がい者等に対して、事業のサービスを提供したときは、提供した年月日その他の必要な事項を記載した支給に係る明細書を支給決定障がい者等に対して交付しなければならない。

(報告等)

第19条 福祉事務所長は、支給に関して必要があると認められる場合は、指定事業者及びその従業者又はこれらの者であった者に対し、次に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 本事業の実施状況等を報告すること。
 - (2) 本事業に係る会計帳簿その他関係書類を提出し、又は提示すること。
 - (3) 那覇市の職員(以下「職員」という。)が関係者に対して行う質問に回答すること。
 - (4) 職員が指定事業所に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件の検査をすること。
- 2 前項の規定により協力を求める場合において、福祉事務所長が指定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定により協力を求めることは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第20条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者の指

定を取消することができる。

- (1) 障害福祉サービス指定事業者の指定を取消された等の理由により要件を欠くに至った場合
 - (2) 事業費の請求に関し不正があった場合
 - (3) 前条の規定による協力を拒み、若しくは妨げ、若しくは忌避した場合又は虚偽の報告若しくは答弁をした場合(指定事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため指定事業者が相当の注意及び監督を尽くした場合を除く。)
 - (4) 指定事業者が不正の手段により指定を受けた場合
 - (5) その他指定事業者が事業のサービスに関し不正又は不当な行為をした場合
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により指定を取消したときは、当該指定を取消された指定事業者に対し日中一時支援指定事業者指定取消通知書(第

号様式)により通知するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 適用日の前日において障害者自立支援法による短期入所事業、障害者デイサービス事業及び児童デイサービス事業を提供している事業者については、継続して本事業によるサービス提供ができる事業者とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市日中一時支援事業実施要綱の規定は、施行の日以後の事業の利用に係るサービス費用及び日中一時支援事業費について適用し、同日前の事業の利用に係るサービス費用及び日中一時支援事業費については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日以前に日中一時支援事業を開始している事業所(平成18年10月1日付でみなし指定事業所に指定した事業所を除く。)が改正後の那覇市日中一時支援事業実施要綱第15条の規定による指定事業者の指定申請を行った場合は、事業指定日を事業開始日に遡って指定するものとする。

付 則

この要綱は、平成24年10月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年7月1日から適用する。ただし、令和3年6月30日までの事業の実施については、従前の例による。

別表（第 14 条関係）

日中一時支援事業

基準単価表

障害程度区分			単価区分	提供単位	単価（円）	
障害児	3	知的障害者	6 又は 5 又は 4	A	1 単位	2,080
					2 単位	4,170
					3 単位	6,250
	2	知的障害者	3 又は 2	B	1 単位	1,750
					2 単位	3,500
					3 単位	5,250
	1	知的障害者	1	C	1 単位	1,350
					2 単位	2,700
					3 単位	4,050
重症心身障害児(者) で医療施設を利用する場合			重心	1 単位	6,600	
				2 単位	13,200	
				3 単位	19,800	
医療機関で人工呼吸器使用等の医療的 ケア利用をする場合			医療的ケア (人工呼吸 器使用等)	1 単位	13,530	
				2 単位	27,060	
				3 単位	27,060	
医療機関で上記以外の医療的ケア利用 をする場合			医療的ケア (その他)	1 単位	6,600	
				2 単位	13,200	
				3 単位	13,200	

(単価は、消費税及び地方消費税を含む。)

- この表において「障害程度区分」とは、障害児にあつては障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)、知的障害者にあつては障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第1項により判定される区分をいう。
- この表において「単価区分」とは、指定日中一時支援事業者が、第5号様式により福祉事務所へ請求する際に適応する単価区分をいう。
- この表において「提供単位」は、利用時間が4時間迄を1単位、4時間を超え8時間迄を2単位、8時間を超え12時間迄を3単位とする。
- 食事提供加算は1日460円とする。

※ 食事提供加算の取り扱い

日中一時支援事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定する

ものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の責任の下で第三者に委託することは差し支えない。この場合、出前や、市販の弁当を購入して利用者に提供するような方法は加算の対象とはならない。

5. 送迎加算は、1回あたり280円とする。

利用者に対して、その居宅と日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合に片道につき算定する。